

審査資料において非公開として取り扱う情報の範囲について

1. 社内マニュアルで定めている内容

審査資料で非公開情報として扱うべき情報として、審査資料作成に係る社内マニュアルで以下の情報を定め、非公開情報に枠囲いを付けて区別することとしている。

- 商業機密情報
- 核物質防護情報
- 保障措置情報
- その他のセキュリティに係る情報
 - ・ 特定重大事故等対処設備に係る情報
 - ・ 可搬型重大事故等対処設備、重要安全施設に係る情報
 - ・ 情報セキュリティ対策に関する情報 等

2. その他の非公開情報

以下の情報についても、審査資料では非公開情報として取り扱っている。

- 個人に関する情報
(個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報等)
- 社外からの入手情報、社外と関連のある情報
(社外から入手した情報であって、守秘義務が課されている情報、その他公開の可否が当社の管理下でない情報。ただし、公知のもの、相手方の同意を得られたものを除く。)

3. 審査資料作成に当たっての基本方針

分かり易い、詳細な説明をするに当たっては、非公開情報を取扱わざるを得ない場合が多いが、審査の透明性に資するために、非公開情報のできるだけ少ない資料を作成するよう留意している。

以 上